

大津町公の施設指定管理者審査基準表

応募者	社会福祉法人大津町社会福祉協議会【大津町老人福祉センター】
-----	-------------------------------

審査基準	審査項目	内 容
事業計画書の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 (指定手続条例第4条第1号)	施設の設置目的及び町が示した管理の方針	公の施設としての設置目的を理解しているか
		町が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか
	住民の施設の平等な利用の確保	団体の経営モラルや経営実態は健全か
		事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか
		施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか

※選定委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しない。

No.	審査基準	審査項目	小配点	内 容	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計点	平均点
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第4条第2号)	利用者の満足度を高めるための具体的手法及び期待される効果		年間の行事計画の内容は適切か	35	25.4	24.6	21.8	26	30.8	23.8	152.40	25.40
				利用拡大の取り組み内容は適切か									
				地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか									
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		サービスの向上のための取組内容は適切か									
				募集要項に示した内容の提案は適切か									
				自主事業の提案は町が意図した企画となっているか									
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか									
求めている内容が事業計画書で提案されているか													
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 (指定手続条例第4条第2号)	施設の管理運営に係る経費の内容	10	利用料金額がサービス内容に見合う内容か	20	12	14	12	16	13	14	81.00	13.50
		収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	収入、支出の積算方法や根拠は適切か									
				収支計画の実現可能性はあるか									
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているか。 (指定手続条例第4条第3号)	安定的な運営が可能となる人的能力		職員体制は十分か、また採用や確保の方策は適切か	35	22	27	23	27	35	25	159.00	26.50
				緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保されているか									
				職員の指導育成、研修体制は十分か									
		安定的な運営が可能となる経理的知識		団体の財務状況は健全か									
	金融機関、出資者等の支援体制は十分か												
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 (指定手続条例第4条第4号)	設置目的を達成するために必要な事項		個人情報保護に対する考え方と体制は十分か	10	6	8	7	6	8	8	43.00	7.17	
			利用者ニーズの把握と、定期的な自己評価等による運営改善の考え方を持っているか										
合計					100	65.4	73.6	63.8	75	86.8	70.8	435.40	72.57